

妹背牛町における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

妹背牛町長 田 中 一 典

1. 協議の場を設けた区域の範囲

妹背牛地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 6 年 3 月 1 8 日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 1 9 経営体

個人 1 2 8 経営体

4. 3の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・水稲直播の普及拡大を図り、労働時間の短縮と低コスト化を推進する。
- ・地元農産物の加工、商品化、販売等を検討し、6次産業化を推進する。
- ・米等農産物のブランド化を推進し、高付加価値化に努める。
- ・国営農地再編整備事業及び道営経営体育成整備事業の実施により、大区画圃場の整備等、生産性の向上に努める。
- ・GPSの利用等先端技術の導入により、作業時間の低減、高品質化・高収量化を図る。
- ・ハーブ植栽等による農村景観・農村環境の向上を推進する。
- ・新規就農等関連事業の取組み及び北空知農業後継者育成支援協議会事業による新規就農等を促進する。
- ・コントラクター等受委託組織の強化を図り、コスト低減に努める。
- ・法人化の推進を図り、今後必要となる中心経営体の育成に努める。